

発議第 1 号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 22 日 提出

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 議会運営委員長 原野 健一

（提出の理由）

瀬戸内市議会基本条例第 25 条の規定による本条例の検証の結果により、会議の公開及び請願者、陳情者の意見陳述の機会の提供に係る規定を見直しするもの。また、議会に求められている政策形成機能や監視機能の充実のために、執行機関との関係において資料提出等の協力及び議決事件の拡大を新たに規定するもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会基本条例(平成24年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

目次中「第11条—第13条」を「第11条—第15条」に、「第14条・第15条」を「第16条・第17条」に、「第16条—第18条」を「第18条—第20条」に、「第19条」を「第21条」に、「第20条—第22条」を「第22条—第24条」に、「第23条—第25条」を「第25条—第27条」に改める。

第7条第2項中「すべての会議」を「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)」に改め、同条第3項中「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改め、同条第4項中「設けるものとする」を「設けることができる」に改める。

第25条を第27条とし、第14条から第24条までを2条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の2条を加える。

(資料の提出その他の協力)

第14条 議会は、市の政策及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長その他の関係する者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 議会は、自ら行う政策の決定及び形成に資するため、市長その他の執行機関に対し、資料の提出、意見の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、前2項の規定に準じて市長その他の執行機関に対し、資料の提出、意見の提出、説明その他必要な協力を求めるときは、議長を経て当該請求を行うことができる。

(議決事件の拡大)

第15条 議会は、二元代表制のもとでの議会の役割を果たすため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大に努めるものとする。

2 議会及び市長は、市行政の各分野における計画の策定、提携又は協定の締結等に当たり必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市議会基本条例(平成24年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○瀬戸内市議会基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動(第2条—第6条)</p> <p>第3章 市民と議会の関係(第7条—第10条)</p> <p>第4章 執行機関と議会の関係(第11条—第13条)</p> <p>第5章 議会運営(第14条・第15条)</p> <p>第6章 政治倫理、定数及び報酬(第16条—第18条)</p> <p>第7章 政務活動費(第19条)</p> <p>第8章 議会機能の強化(第20条—第22条)</p> <p>第9章 最高規範性で見直し手続(第23条—第25条)</p> <p>附則</p> <p>前文</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(市民との関係)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 議会は、本会議のほか、<u>すべての会議</u>を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、<u>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」</u></p>	<p>○瀬戸内市議会基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動(第2条—第6条)</p> <p>第3章 市民と議会の関係(第7条—第10条)</p> <p>第4章 執行機関と議会の関係(第11条—第15条)</p> <p>第5章 議会運営(第16条・第17条)</p> <p>第6章 政治倫理、定数及び報酬(第18条—第20条)</p> <p>第7章 政務活動費(第21条)</p> <p>第8章 議会機能の強化(第22条—第24条)</p> <p>第9章 最高規範性で見直し手続(第25条—第27条)</p> <p>附則</p> <p>前文</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(市民との関係)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 議会は、本会議のほか、<u>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)</u>を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、<u>委員会</u>における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専</p>

という。)における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、必要に応じ請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

第8条～第13条 略

第14条 議会は、議員による討議の場であることから、議員相互の討議を行い、議論を尽くさなければならない。

2～3 略

門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、必要に応じ請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

第8条～第13条 略

(資料の提出その他の協力)

第14条 議会は、市の政策及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長その他の関係する者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 議会は、自ら行う政策の決定及び形成に資するため、市長その他の執行機関に対し、資料の提出、意見の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、前2項の規定に準じて市長その他の執行機関に対し、資料の提出、意見の提出、説明その他必要な協力を求めるときは、議長を経て当該請求を行うことができる。

(議決事件の拡大)

第15条 議会は、二元代表制のもとでの議会の役割を果たすため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大に努めるものとする。

2 議会及び市長は、市行政の各分野における計画の策定、提携又は協定の締結等に当たり必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するものとする。

第16条 議会は、議員による討議の場であることから、議員相互の討議を行い、議論を尽くさなければならない。

2～3 略

第15条 委員会は、その専門性及び特性をいかして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。

2～3 略

第16条 議員の政治倫理は、瀬戸内市議会議員政治倫理条例(平成20年瀬戸内市条例第59号)により、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、同条例を遵守しなければならない。

第17条 議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。

2～3 略

第18条 議員報酬の見直しに当たっては、瀬戸内市特別職報酬等審議会条例(平成16年瀬戸内市条例第43号)に規定する瀬戸内市特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

2 略

第19条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。

2～3 略

第20条 議会は、議員の資質及び政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

第21条 議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

第17条 委員会は、その専門性及び特性をいかして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。

2～3 略

第18条 議員の政治倫理は、瀬戸内市議会議員政治倫理条例(平成20年瀬戸内市条例第59号)により、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、同条例を遵守しなければならない。

第19条 議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。

2～3 略

第20条 議員報酬の見直しに当たっては、瀬戸内市特別職報酬等審議会条例(平成16年瀬戸内市条例第43号)に規定する瀬戸内市特別職報酬等審議会の意見を尊重するとともに、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

2 略

第21条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。

2～3 略

第22条 議会は、議員の資質及び政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

第23条 議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 略

第24条 議員は、この条例の理念に基づいて制定される議会関係条例等を遵守し議会運営に当たらなければならない。

2 略

第25条 議会は、この条例の目的達成について検証するとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例を改正するものとする。

2 略

第26条 議員は、この条例の理念に基づいて制定される議会関係条例等を遵守し議会運営に当たらなければならない。

2 略

第27条 議会は、この条例の目的達成について検証するとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例を改正するものとする。